

議員派遣行政視察報告書

- ・視察期間 平成30年1月17日（水）～平成30年1月18日（木）
- ・視察先 越谷市 がん対策について
健康マイレージ制度について
豊島区 居住支援協議会について
- ・視察議員 八代毅利

行政視察報告書

平成30年1月

議員 八代 毅利

1. 埼玉県越谷市 がん対策について

越谷市は埼玉県南東部に位置し、河川や用水路が多く水に恵まれ、江戸時代には日光街道第三の宿場町として栄えたといわれるまちである。現在は首都東京のベッドタウンとして人口33万を超え、平成27年に中核市となり、人口も微増している。

1月17日越谷市役所を訪問した。対応いただいたのは越谷市保健医療部長及び同部市民健康課長・同副課長とがん対策推進条例の制定に尽力された自民・公明・民進系の3会派各々の代表の議員6名の方から説明を受けることとなった。

(1) 越谷市のがん対策への取組

越谷市は「第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画 いきいき越谷21」という健康増進計画に基づき、市民・保健医療機関・事業者等と連携を取り、がん対策の各施策を実施している。

1. がん検診

国の指針に示されている胃がん、大腸がん、肺がん・結核検診、子宮頸がん、乳がんの検診の他に市独自の検診として前立腺がん・口腔がん検診を実施している。

(周知方法)

広報誌、ホームページ、保健カレンダー、シティーメール(メルマガのようなプッシュ型通知)を活用してがん検診の案内を行うとともに、特定検診受診券配布時のがん検診の案内や自治会に「がん検診を受けましょう」の回覧を依頼している。

(検診体制)

個別検診が基本であるが乳がんと肺がん・結核検診は集団検診も実施。自己負担(300円～3千円)はあるが、高齢者や一定の障がい者等は無料。コールリコールも実施。

さらに精密検査受診率向上のために医師会・歯科医師会と連携して一次医療機関から精密検査の受診勧奨を実施。

2. がん対策推進条例について

(制定の経緯)

制定の経緯は、平成24年に三会派(自民、公明、民進)の議員の有志と医師会・歯科医師会・薬剤師会等と勉強会を始めていく中で議員と三師会との距離が縮まり条例制定の機運が高まってきた。

そして、市・医療関係者・事業者・市民が一体となってがん対策をより総合的かつ強力に推し進めるために、3会派の議員が中心となり議員提案として条例案を提出し、議会で可決し平成28年9月に制定した。

条例だけでは理念的な条項が主となるため、条例制定と同時に三会派で施策提言も行なっている。

(条例の概要)

がん対策に対する市、保健医療関係者、事業者、市民の責務を明文化。市は国・県・がん患者及びその家族を支援する団体と連携してがん対策を策定し、実施する責務を負う。保健医療関係者は適切ながん医療の提供・がん患者や家族に対する正確ながん情報の提供・市のがん対策への協力等の責務を負う。事業者はがん対策に協力を努力する。市民はがん予防に注意を払い、がん対策に協力する。その他、がん予防の推進、早期発見の推進、医療の充実、緩和ケアの充実、がん患者の支援、情報の収集と提供、先進的がん検診の推進、財政上の措置、毎年1回の市議会への報告等が盛り込まれている。

(予防)

小中学校で保護者も参観する中でがん予防学習に行っている。また、人権教育として白血病の体験談を通して命の尊さや生きる意味を考える講演会や生命の授業で乳がんの体験を通してのがん検診の重要性を知るための講演会等を実施。がん教育に関するがん教育プログラムや指導例等をデータベース化。平成30年度からは生命の授業を拡充し年間2校ずつ実施。

禁煙に対する啓発事業や講演会等実施。禁煙をしたいという市民を対象に健康教育を行い、禁煙支援を行っている。

来年度から保健カレンダーにがん予防に禁煙・節酒・減塩・運動・適正体重が重要であるとの趣旨を入れて周知。

(がん検診)

国の指針に基づく5がん検査以外に前立腺がん検診・口腔がん検診を行っている。

胃がん検診では国の指針に示される以前からX線検査に加え内視鏡検査を実施。さらに平成21年度からリスク検査（ピロリ菌検査）を実施。

受診率向上策として、広報誌・メルマガ以外に特定検診受診券や歯科検診受診券配布時等に各種がん検診の案内を行い、自治会にも回覧で受診の啓発に協力をしてもらっている。

健康マイレージ事業において歩数以外にがん検診の受信をインセンティブとしてポイント付与している。

(民間企業との連携)

生命保険会社の職員に健康情報「ハッポちゃん通信」を顧客訪問医に配布協力してがん検診の啓発をしてもらっている。他の生命保険会社では窓口で乳がん検診のチラシを配布してもらっている。今後事業所の従業員向け啓発で商工会議所との連携、市民への啓発で更なる民間企業との連携を進めていく予定。

(2) 感想

1. 条例制定を議員提案で行ったが、制定過程において行政も協力して実現した。その後、行政と議会が手を携えてがん対策を進めているように思われる。また、条例制定にあたり市医師会・歯科医師会・薬剤師会と勉強会を行っており、それが基礎となって条例やがん対策施策につながっており、議会・行政と三師会との連携がスムーズにいとっていると感じる。
2. さすがに条例を制定されただけあり、がん対策を進んでいる。特に胃がんの内視鏡検査やピロリ菌検査をいち早く取り入れている。
3. 埼玉県が実施している健康マイレージ制度に参加するにあたり、独自施策としてがん検診受診をポイントに入れる形のカスタマイズを行ってがん検診を促進しているのはいいアイデアである。
4. がん検診の啓発においてはあらゆるチャンネル(民間企業や団体等)を活用するという姿勢がみられる。
5. がんの相談窓口の周知がやや弱いと感じた。

(3) 本市への提言

がん対策は予防、検診、相談、治療だと考える。

本市では3大死因の比率でがんによる死亡は全国や兵庫県の平均より高い。

さらに、そもそもがんは死因の第1位であるからがん対策は本市においては非常に重要なテーマである。

予防で重要なのがん予防に関する啓発である。検診については内容の充実と検診率の向上である。相談窓口については医療機関やがん相談支援センター、国のがん情報サービス等の周知である。

1. がん対策推進条例について

がん対策に厚労省が指針として示している以上の取り組みを行うには根拠としての条例が必要であることから条例制定を視野に入れるべきである。

2. がん検診について

胃がんの検診について国の指針が平成28年に改定され、50歳以上については従来のX線検査以外に内視鏡検査も採用すべきとされた。費用や受け入れ体制の問題等があるが内視鏡検査を早急に導入すべきである。

その場合、個別検診が主流になってくことから総合がん検診を可能にするか少なくとも一度に複数のがん検診を行なう等受診者の手間を減少させる工夫をすべきである。

3. 啓発について

がん検診、がん予防、健康増進等の啓発は多ければ多いほどよい。黙っていれば受ける人は増えない。従って、県と生命保険会社等との包括連携協定を活用し、越谷市のように特定健診のチラシやがん検診のチラシを営業時に配布してもらうなど民間の機動力を利用することももっと進めるべきである。また商工会議所と連携し会員会社への啓発をお願いすることも行うべきである。

本市では健康マイレージ制度を創設するときにはがん検診をポイントに加えるべきである。また、口コミも重要であることから自治会の協力も仰ぎ、がん検診の受診勧奨を行ってもらうことも有効である。

4. 受診率向上について

啓発のところで述べたような取り組みとともに実際の受診率がどの程度なのかを把握する必要がある。そのために国民健康保険と後期高齢者医療保険の加入を対象とした受診率を向上させるとともに、企業等で社会保険加入者の多い団体を中心にデータ提供を受け、かつアンケートを行う等より精度の高い推定受診率を出し、その向上を図る。

5. がん教育

禁煙、節酒、減塩、運動、適正体重ががん予防に有効である。これをしっかりと児童に教える。がんの体験談は小学校高学年以上の児童には必ず小中高で1度は聞くことになるようにカリキュラムを組むべきである。親への波及効果も大いに期待できる。

能動喫煙防止、受動喫煙防止は非常に重要であるから喫煙の害について科学的な観点から教えるべき。

6. 相談体制

市で相談窓口を開設すること。それが出来ない場合には、一次的に保健所が相談をうけることになるが、がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」を案内すべきである。また市のホームページでも案内すること。他市の病院であったとしても。意外とどこに聞いたらいいのかわからないということで悩む人が多い。

2. 埼玉県越谷市 健康マイレージ制度について

(1) 越谷市の健康マイレージ制度について

越谷市では健康マイレージ制度を平成 29 年度から実施している。
「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」と越谷市当局は呼んでいる。

(事業実施の経緯)

従来から市議会の一般質問等において、越谷市においても健康マイレージ制度を創設すべきという意見が出されていた。しかしながら、費用面においてハードルが高く実現に至らなかった。そして埼玉県の方で動きがあり、平成 29 年度から県が健康マイレージ事業を実施することとなった。については参加する自治体を募集することとなり、越谷市において検討したところ市独自の制度を盛り込むことが可能であり、かつ単独実施に比べて経費が少なく済むことがわかり参加することとした。

(市の独自性)

埼玉県の事業に越谷市独自の制度を付け加えた。

1. 埼玉県の制度は歩数計によるウォーキングポイントのみをカウントして自動抽選で賞品が当たる仕組みであるが、越谷市はそれにプラスして、がん検診受診や各種健康教室への参加もポイント化してウォーキング+がん検診受診+健康教室参加によるポイントによって合計ポイントが決まるようにした。
2. 賞品を市の特産物にして地場産業振興の一助にした。

(事業の概要)

ウォーキングによる歩数やがん検診の受診や健康教室への参加をポイント化してそのポイントに応じた特典が受けられるようにして楽しみながら健康づくりに取り組んでもらう仕組みである。参加資格は 18 歳以上の越谷市民である。

参加者はスマホに専用ソフトをダウンロード若しくは歩数計等を埼玉県コバトンマイレージ本部から送付してもらい、それを持ってウォーキングやがん検診・健康教室への参加を行なう。

ポイント付与は市内 21 か所にあるタブレット端末設置場所で端末に歩数計やスマホをかざすことによりデータが送信・反映される。

そのポイント数により抽選で賞品が当たる仕組みである。

目標参加者数は 1,000 名であるが、既に 1,114 名の参加となっていて参加者の平均歩数は 8,500 歩/日である。

目標参加者数を 1,000 名としたのは県に支払う負担金が均等割・人口割・利用者割の 3 要素となっているが、利用者割は 1,000 名以上は一律のため、最低 1,000 名に参加してほしいと考えて 1,000 名に決めたとのことである。

予算としては参加負担金と歩数計等追加タブレット代、報償費合わせて 484 万円である。

(2) 感想

1. 各自治体で様々な健康マイレージ制度を行っているが、本事業の特徴は①県の事業に参加する形で行っている、②県の制度に市独自の制度を入れて、かつ賞品を市の産品にしている、という 2 点である。越谷市は議会からたびたび健康マイレージ制度の実施を言われていたため課題として認識していたところ、タイミング良く県がそのような制度を立ち上げたことにより、市が県の事業に参加する形で実現したと考える。
2. 埼玉県の健康マイレージ事業は非常にシンプルでウォーキングの歩数によってポイントを付与するという仕組みである。仕組みの根幹が誰にでもわかりやすく簡単に実行でき、健康づくりに役立つという、わかりやすく・簡単で・ためになるという 3 つが揃っており、いい制度だと考え

る。

横浜市で行っている事業が先に始まり、その後に埼玉県が同様に事業を始めたということのようである。

3. 今後この事業が飽きられないように工夫をしさらに利用者を増やすようにする必要がある。
この事業が1,000人程度の参加で終われば効果は非常に小さいことから事業が中止となることも考えられる。啓発に力を入れる必要がある。
費用は一人当たり約5,000円となるが効果は測るものがないので分からない。しかし直感的には効果が費用を上回っているのではないかと思う。

(3) 本市への提言

1. 本市においても健康づくりを目的とした健康マイレージ事業を実施すること。
2. それは横浜市や埼玉県のようにウォーキングを柱とするものとする。
理由は本市では西宮いきいき体操が高齢者の健康づくり・介護予防の施策として実施されており、一定の広がりがある。しかし会場や介護予防ボランティアの不足等で早晚頭打ちになることが想定される。従って健康づくりの施策として高齢者だけでなく若者から高齢者までだれでもどこでも簡単に一人でもでき健康に役立つウォーキングなら多くの人が参加できる。
3. 以上のことからできる限り多くの人に参加してもらえるように広報宣伝に力を入れて18歳以上の市民の10%の参加を目標とすること。
そして全市的なウォーキングの日等を設定して中央運動公園などでウォーキング大会等のイベントも実施すること。
4. 参加者の中からサンプリングしてその人の血圧・体重等を計り、ウォーキングを始める時と1年後を比較して効果がどれくらいあったのか推定値が出せるようにする。
それによる医療費の減少などの効果と費用を比較するツールをつくること。
毎年健康づくりの実績をホームページ等で報告すること。

3. 東京都豊島区 居住支援協議会について

豊島区は区域が13平方キロメートルで人口密度は全国の自治体で第1位であり、11の鉄道路線と17の鉄道駅がある、便利でコンパクトなまちである。

(1) 豊島区の居住支援協議会への取り組みについて

1. 豊島区の特徴
 - ・東京23区の中では単独世帯の割合が63%と非常に高くファミリー世帯の割合が20%と非常に低い特徴がある。
 - ・住宅は持ち家が40%、借家が52%と借家率が非常に高い。また面積30㎡未満が23%を占めている。
平成16年にワンルームマンション税(1戸当たり50万円)を創設してもワンルームマンションの建設は続いている。その税収は3億にも上っている。
 - ・一戸建ての割合が8%と非常に低い。共同住宅が非常に多い。
 - ・23区平均に比して空き家率が高く、その中でも借家の空き家率が高い特徴がある。
 - ・空き家問題への対応を円滑に行うために「豊島区建物等の適正な維持管理を推進する条例」を制定し、空き家の樹木などにも対応できるようにしている。さらに「豊島区空家等活用条例」を制定し、空き家の活用——例えばシェアハウスのような利用への道を開いた。

2. 居住支援協議会の取り組み

平成 24 年に設立

豊島区はもともと空家率が高かったため、この住宅ストックを活かして居住支援の充実や地域課題の解決につなげるための仕組みを作りだそうとして始まった。

平成 23 年から住宅マスタープラン重点プロジェクト準備会を立ち上げ、住宅利活用の研究、空家実態調査の進め方、住宅ストック利活用のモデル事業、組織運営について等意見交換してきた。その後、発展的に豊島区居住支援協議会に移行した。

会員は有識者、不動産取引関連団体、建築設計事務所協会、社会福祉協議会、NPO、豊島区住宅整備部・保健福祉部。主たる事業は居住支援事業と居住支援バンクであり、具体的には空き家の有効活用による住宅確保要配慮者への住まいの提供を促進することである。

障害者、子育て世帯、ひとり親家庭等の支援を行うNPO法人や、空き家を改修してシェアハウスにしたり、リノベーションまちづくりを手掛けるNPO法人等が居住支援協議会に参加している。
(居住支援)

- ・ 動向サービス : 一般社団法人賃貸保証機構と協定し、高齢者等が賃貸住宅を探す場合に本人の希望のより賃貸保証機構の職員が同行するサービス
- ・ 身元保証制度使用助成 : 高齢者、障害者、ひとり親世帯等に対し、家賃債務保証制度利用に係る保証料の一部を補助
 - ① 東京都防災・建築まちづくりセンターの見守りサービスを利用した場合の利用料等
 - ② 一般財団法人高齢者住宅財団の家賃債務保証制度の保証料。
 - ③ 区と協定を結んだ民間保証会社による家賃債務等保証制度の保証料
 - ④ 一般財団法人賃貸保証機構の同行サービスを利用し民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結して家賃債務保証制度を利用した場合の保証料
- ①～④について保証料の一部を補助する。
- ・ その他 : 高齢者世帯等住み替え家賃助成、子育てファミリー世帯への家賃助成等

(居住支援バンク)

国は平成 32 年までに 17 万 5 千戸の登録を目指しているが現状の登録数は全国で 50 件のみ。

豊島区では 2 物件 4 世帯分のみと非常に少ないが、旧耐震であったりして条件を満たさないので登録に至っていないものが多い。まだまだ道のりは遠い。

(2) 感想

豊島区の居住支援協議会は平成 24 年から他自治体に先駆けて始まっており、様々なNPO法人が参加し支援活動を多方面から行っている。

豊島区はもともと 23 区内では突出して空き家が多く、居住支援は空き家対策という側面が強いように思う。特にリノベーション等はまさに空き家対策そのものである。

しかし福祉政策として入居を促進するための居住支援に係る制度、例えば家賃補助制度、家賃等債務保証制度、見守りサービス、残存家財片づけサービス等のサービスも整っている。一定の制約はあるが制度としては整っている。

今後どのように住宅確保要配慮者を確実に必要な住居に入居できるようにするか、まだまだ試行錯誤が必要だと思う。

しかし、居住支援協議会を設置しているということだけでなく福祉面でも空き家対策の面からも本市に比して非常に進んだ施策を実施していることが分かった。

(3) 本市への提言

1. すでに行っている宅建業者へのアンケート調査の結果を踏まえて、居住支援協議会を立ち上げるために福祉部門と住宅部門で勉強会を始めること。
2. 保証人のいない高齢者等の入居に際して家賃等債務保証制度が確実に利用できる方法を検討すること。
3. 見守りサービス・葬儀サービス・残存家財片づけサービス、さらには成年後見などが低廉で契約できる手法を検討すること。
4. 居住支援協議会を立ち上げた場合に登録物件が一定数出るようにする方法を検討すること。

(最後に)

居住支援協議会を立ち上げるには一定の予算が必要になる。しかし、これは空き家対策でもあるが、より福祉的な施策であると考えて取り組むべきである。

【豊島区居住支援協議会】

ザーバー) 東京都都市整備局住宅政策推進部企画担当課(オブザーバー)

図表 2-6-1 豊島区居住支援協議会のネットワーク

